

(別紙2)

保育士・保育所支援事業委託業務 企画提案指示書

1 業務の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「保育人材確保事業の実施について(平成29年4月17日付雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」別添8「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」の(2)保育事業者への巡回支援事業、(5)魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等(以下「国要綱」という。)に基づき、保育勤務環境改善による定着支援と潜在保育士の復職支援を図るため、保育事業者支援コンサルタントによる保育所等への巡回支援、保育士等を対象としたセミナーの開催、保育士キャリアアドバイザーによる離職した保育士に対する再就職支援を実施する。

2 委託業務の内容等

(1) 保育士・保育所支援事業(以下「事業」という。)の企画・運営

- ① 保育事業者支援コンサルタントを派遣し、職員の働き方の見直しを助言する。(全道各地の保育所等20か所程度×3回程度)
- ② 集合セミナーを開催する。(4回程度)
- ③ 保育士キャリアアドバイザーが、保育士としての勤務希望者と見学同行等の伴走支援を行う(全道各地14か所程度)。
- ④ 就職説明会を実施する。(2回程度)
- ⑤ 就職に関する相談、あっせんを行う。
- ⑥ 保育士登録のあっせんを行う。

詳細は、別紙1「保育士・保育所支援事業委託業務実施要領」のとおり。

(2) 留意事項

本業務は、国要綱に基づき道が実施する事業の一部を委託するものであり、国要綱に基づき、十分な事業効果が得られるよう保育事業者支援コンサルタントの派遣、集合セミナー、保育士キャリアアドバイザーとの見学同行、就職説明会等を行うものであること。

3 発注者

北海道

4 契約期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月31日まで

5 積算上限額(消費税及び地方消費税を含む。)

8,775千円

6 参加者の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ① 道内に本部(本社)、支部(支社)又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)その他法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの(コンソーシアムの場合、構成員の一つが少なくとも道内に事業所を有していること)。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は除く。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1

項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

- ⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 北海道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（北海道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ⑧ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査基準

参加表明を行った事業者から提出された企画提案の審査会で判断する企画競争を実施し、最も適切と思われる企画提案を行った事業者と、見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

(1) 業務処理体制

- ・業務を効果的かつ効率的に行うことが可能なスケジュールになっているか。
- ・適切なアドバイスや相談支援に応じることができるコンサルタントの目途は立っているか。
- ・派遣や見学同行等を行う事務局体制が確立されているか。
- ・セミナーを運営するためのスタッフ配置等は必要かつ十分か。また、会場及び講師を確保することが可能な実績や方法を備えているか。
- ・事業予算は妥当であるか、会計処理が適正に実施可能な体制・方法が確保されているか。

(2) コンサルタント内容

- ・保育所等の勤務環境の改善のため、具体的に職員の働き方の見直しを助言のための資料の準備はできているか。
- ・実際にその資料による保育所等への助言を通し、保育所の勤務環境が改善できるような内容が盛り込まれているか

(3) セミナー内容

- ・受講者の理解が深まるようなセミナーの構成が組み立てられているか

(4) アドバイザーの用務

- ・保育所等への見学同行等の伴走支援を行い、助言できる体制は準備できているか
- ・保育士に対し、就職説明会を開催できるノウハウを有しているか。

(5) 事業実施方法

- ・コンサルタントの派遣時期、セミナーの開催時期、見学同行等の時間帯や実施形式は、受講や参加しやすい設定となっているか
- ・広告媒体等を活用し、保育士登録制度の周知が充分に保育士に浸透するか。

8 応募手続

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴収して資格の有無を審査し、資格を有する申請者に企画提案を要請する。

(1) 担当部局（提出・問合せ先）

北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課保育人材係

所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 （代表）011-231-4111 内線 25-756

（直通）011-204-5236

FAX番号 011-232-4240

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和6年（2024年）3月1日（金） 午後5時まで
- ② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による

④ 提出部数 1部

(3) 参加表明書の作成上の留意事項

別紙2「保育士・保育所支援事業委託業務に係る企画提案書及び参加表明書作成要領」のとおり

(4) 企画提案書（別紙様式）の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限 令和6年（2024年）3月8日（金） 午後5時まで

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による

④ 提出部数 8部（社名、団体名等は1部のみ記載し、残り7部には記載しないこと）

9 見積書の提出

採用された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

10 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、令和6年（2024年）3月4日（月）午後5時までに(1)の担当部局へ連絡すること。

(4) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(5) 企画提案の作成のため、北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。

(6) 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他の権利が生じた時は、それらの権利を北海道に移転しなければならない。

(7) 受託者は、受託業務の処理に伴い、収集した個人情報、全て北海道に移転しなければならない。

(8) 契約書作成の要否

要